岡事指第２０８０号

平成３０年３月１４日

指定居宅介護支援事業者　様

岡山市長　大森　雅夫

（　公　印　省　略　）

平成３０年度前期以降の居宅介護支援費の算定に係る

特定事業所集中減算の取扱いについて（通知）

　特定事業所集中減算については、平成３０年４月の介護報酬改定において、算定要件の見直しが行われます。

　このたび、「平成３０年度前期以降の岡山市における特定事業所集中減算の取扱いについて（別添１）」を定め、判定期間が平成３０年度前期（３月１日～８月末日）以降から適用しますので、通知します。

　各指定居宅介護支援事業者におかれましては、下記の内容をご確認いただくとともに、本制度のご理解と運用に十分留意してくださいますようお願いします。

記

【注意】平成３０年４月１３日通知のとおり、平成３０年前期に限り判定期間は、平成３０年４月１日～８月末日になります。

１　主な改定内容

（１）単位数

＜改定前＞　２００単位／月減算

　　　　＜改定後＞　２００単位／月減算（変更なし）

（２）算定要件等

　　　　判定対象となる「訪問介護サービス等」を次のとおり変更する。

＜改定前＞　全ての居宅サービス、地域密着型サービス

＜改定後＞　訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護

２　具体的な取扱い

判定期間、減算適用期間、判定方法、算定手続、正当な理由の範囲等については、「平成３０年度前期以降の岡山市における特定事業所集中減算の取扱いについて（別添１）」を参照ください。

３　届出様式

岡山市事業者指導課ホームページからダウンロードしてください。（４月以降、更新予定）

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou\_00199.html

・「特定事業所集中減算に係る届出書（様式１）」

・「特定事業所集中減算に係る理由書（様式２）」

・「サービス事業所の選択に係る理由書（サービスの質が高いことに限る）（参考様式１）」

・「サービス事業所の選択に係る確認書（参考様式２）」

【担当】岡山市保健福祉局事業者指導課　訪問居宅事業者係

〒７００－０９１３

岡山市北区大供三丁目１－１８　ＫＳＢ会館４階

電　話：（０８６）２１２－１０１２

ＦＡＸ：（０８６）２２１－３０１０